

さ情審査答申第129号
平成28年8月30日

さいたま市教育委員会
委員長 大谷幸男様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 池上純一

答 申 書

平成27年11月20日付けで貴委員会から受けた、「私の実子の今までの転校先」(以下「本件対象個人政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成27年10月19日付け教学学第1490号により、さいたま市教育委員会教育長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。)第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象個人情報の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は現在に至るまで禁錮刑に当る経緯はない。これまで、年収に相当する市民税を、さいたま市へ収めてきた善良な市民である。
- (2) 配偶者の主張(配偶者暴力等に関する保護命令)は東京高等裁判所より申立ては不当であるとして却下されている。
- (3) さいたま市教育委員会が発行した個人情報不開示決定通知書には、上記(1)(2)の審議が反映された、具体性のある内容が記されていない。適切な審議がされたか証明できる内容ではない。

子供らの転校先の開示は配偶者の住居場所を示す事には繋がらない。

審査請求人のどのような経緯により、条例第14条第7号に各当するか具体的な証明を求める。

- (4) 審査請求人と配偶者は離婚調停中であり、親権は両者にある。親権者が子供の安否を確認する権利を考慮していない。住民票では現在も審査請求人と子供らは同居している。(共同親権の原則、民法第818条第3項本文)通常、子にとって父母双方と密接な関係を維持することが最善の利益につながるとみるもので、また、父母双方が対等に子の養育の責任を負うべきとの趣旨である。
- (5) 審査請求人が、さいたま市教育委員会学事課職員に子供らの転校先の情報開示について相談した際、対応した職員より「初めての事で方法がよくわからない。あなたの主張がすべて上司に伝えられるかわかりませんよ。」との発言があり、発言のとおりであれば、善良な市民の訴えが伝わらないのは、受け付けた職員の職務怠慢ではないか。更に決定通知書は、審査請求人の訴えが反映された決定通知書ではなかった。よって、受け付けた学事課職員が適切な業務をしたか、証明する内容を示すべきである。
- (6) 教育委員会は審査請求人の配偶者が外傷を負ったと主張するが、配偶者が大宮警察署に相談し作成した暴力相談票の内容は整合性がないと、東京高等裁判所より認められており、また、同裁判所は双方の陳述も直に採用する事はできないと判断している。
- (7) さらに、配偶者が別居をした後も、審査請求人より配偶者、子への暴力は認められないと同裁判所は判断している。しかも、配偶者自らも審査請求人からの暴力はなかったと申している。よって、審査請求人に対し、配偶者暴力等に関する保護命令の必要性はなく、緊急性がなかったと審査請求人は主張する。
- (8) 審査請求人の言動(配偶者が暴言と訴える内容)について、提出資料審査請求人の答弁書、抗告所書で述べているように、審査請求人と配偶者は、飲酒し口論となり罵り合いとなった経緯があり、審査請求人も配偶者より審査請求人の育成歴に関する暴言を受けている。
- (9) 現在に至るまで教育委員会、児童相談所、各行政機関より審査請求人に対し、事情聴取、改善指導等の連絡は、1度たりともなかった。教育委員会は配偶者側の主張のみ聞き入れ、審査請求人に全て非があると判断している現状は遺憾である。審査請求人が、別居した以降も妻子に対し危害を加えるような行動はない。
- (10) 審査請求人は、配偶者に執着はない、父親が子の安否を気遣い就学先を探索する事は、なんら不自然な事ではない。審査請求人が別居後、配

偶者及び配偶者の実家に対し脅迫、危害を加えようとした事実はない。よって、子供の就学先開示と配偶者の住居は関係がない。緊急性がない旨、行政の指導により、事態の收拾の可能性もあった。繰り返すが行政からの審査請求人への連絡はなかった。

- (11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・始文「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での、平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取り組みがおこなわれている」の法律において、教育委員会は配偶者側の主張のみ聞き入れている、審査請求人の親権をないがしろにしている、男女平等とは言い難く不平等である。
- (12) 審査請求人と子供の関係は良好である。別居するまで、審査請求人らの子供への暴力(保護命令第10条)に各当する事実はなく緊急性がない、よって、審査請求人の子供らの住環境、就学先を配偶者の都合で転学させる必要はなかった。
- (13) 「適正な業務が行われたか疑問がある」に対する教育委員会の回答では具体性がない。時系列記載がなく各所管課の管下名も記されておらず、回答になっていない。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 児童の就学すべき学校の指定については、各教育委員会が住民票の住所に基づき指定する。しかし、「配偶者からの暴力」等により住民票の異動が出来ない特別な事情がある場合、義務教育への就学機会の確保という観点から、生活の本拠がある教育委員会の判断で児童の受け入れが行われている。その際、在籍校に行き先を秘密にしておきたいという保護者の意向がある場合、受入校から従前の在籍校への転入学の通知等について配慮する取り扱いも行われている。
- 2 「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）において、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動とされており、身体に対する暴力以外のこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動とは、いわゆる精神的暴力又は性的暴力をいうものとされている。なお、DV防止法で規定されている保護命令制度は被害者が配偶者からさらに暴力を受けることにより生命又は身体に対する「重大な」危害が加えられることの防止を目的としている。

審査請求人によると、審査請求人と児童の母親との離婚は成立していない。

また、審査請求人提出の資料によると、既に東京高等裁判所より保護命令の取消しの決定がなされている。しかし、児童の母親は審査請求人に行き先を知らせずに転居しており、さらに審査請求人は児童本人であれば当然知っている情報を検索する目的をもって開示請求をしている。仮に児童の母親が住民票に基づかない転校の手続きを行ったとすると、その手続きの性質上、実際の居住地を審査請求人に知られないようにする意図があることは明らかである。これらの状況から、実施機関は条例第14条第7号にある「情報を開示することにより、個人の生命、健康、生活の保護等に支障を及ぼすおそれ」があると判断したものである。

なお、個人情報開示請求のあった「私の実子の今までの転校先」については、文書が存在しているか否かを答えるだけで、転校の有無を開示することとなる。条例第17条は、個人情報の存否に関する情報について、「当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」とされている。

以上のことから、文書の存否を回答することなく不開示決定としたものである。

- 3 「DV冤罪と立証されているが請求人の何を持って条例第14条第7号に確答か」との主張について

保護命令は、DV防止法第10条の規定に基づき、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより配偶者に対して接近禁止等を発する命令である。

教育委員会としては、保護命令の取消しの決定は確認できたが、審査請求人の主張の全てが事実であるとも断定できない。また、審査請求人提出の資料によると、保護命令が発令される要件とは認められなかったが、児童の母親が2回けがをしていることや、児童の母親が恐怖を感じる言動があったことは事実であること、さらに、保護命令取消し後も児童の母親は審査請求人に対して居住地を明らかにしていない状況が継続していること等から、条例第14条第7号の規定に該当すると判断したものである。

- 4 「適正な事務が行われたか疑問がある」との主張について

不開示の決定に際しては、各所管課等への確認を慎重に進めながら事務を執行しており、適正な事務がなされている。審査請求人の主張は会話の一部のみを抜き出したものであり、本決定に直接関係がない。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件対象個人情報について

本件審査請求は、本件対象個人情報につき、条例第17条の規定に基づき個人情報の存否を明らかにしないで開示しないこととした実施機関の決定に対して、審査請求人が審査庁であるさいたま市教育委員会に対し、その取消し裁決を求めるものである。実施機関は審査請求人の実子の今までの転校先に係る情報については、情報が存在しているか否かを答えるだけで、転校の有無を開示することとなる。転校が分かる情報は、今回の事案において条例第14条第7号に規定する「人の生命、健康、生活又は財産その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」であり、当該情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるとして条例第17条を適用して開示請求を拒否したが、審査請求人はこれを不服として審査請求を行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求は、審査請求人がその実子の法定代理人として条例第12条第2項の規定に基づき、実子に代わって行ったものである。実施機関は、審査請求人からその実子の今までの転校先の開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報は実子本人であれば当然知っている情報といえる、また、審査請求人の配偶者は審査請求人に行き先を告げず転居している、このような事実から配偶者の住居を探索する目的をもっての開示請求であると判断し不開示とした。

この実施機関の不開示決定について、まず審査請求人の実子の今までの転校先に係る個人情報が条例第14条第7号の規定に該当する個人情報であるかを検討する。仮に実子の転校先が明らかになれば、審査請求人の配偶者が審査請求人に行き先を告げず転居した先の住居が実子の転校先の学校区域内にあると推測されることが考えられる。また、審査請求人の配偶者と審査請求人の間には、配偶者暴力等に関する保護命令に対する抗告事件においてさいたま地方裁判所が発した保護命令の取消しがあったが、配偶者が2回怪我をしている事実や、さらに前述した配偶者の住居を探索する目的とする開示請求であるとの判断により、実施機関は条例第14条第7号の規定に該当する不開示の個人情報であると判断した。その判断は妥当であると考えられる。

次に、実施機関は係る不開示と判断される個人情報を条例第17条の規定に基づき、審査請求人からの開示請求を拒否したが、当該情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第14条第7号の規定により不開示情報として守られるべき実子の今までの転校先の有無の事実を明らかにすることとなり開示することになってしまうことを避けたものである。その決定は妥当であると考えられる。

以上のおりであるから、審査請求人のその余の主張については、審議す

るまでもなく、本件処分は妥当である。

なお、審査請求人は「開示請求を受けた学事課の職員が審査機関に伝え適切な業務を遂行したか」等の審査請求の趣旨及び理由を審査請求書に述べている。この点については、当審査会において、当該受付時の対応及び当審査会に至るまでの事務処理の経過を聴取したが、適切な事務処理が行われ、当審査会において適正な審査が実施されるに至ったことを念のため付言する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年11月20日	諮問の受理
②	同 年 12月17日	実施機関から理由説明書を受理
③	平成28年 1月 6日	審査請求人から意見書を受理
④	平成28年 3月17日	審議
⑤	同 年 5月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 8月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)